

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成 26 年 9 月 3 日（水）18:12～18:43
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

<WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所 招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

村田 昌平 法務省大臣官房司法法制部審査監督課課長

遠藤 圭一郎 法務省大臣官房司法法制部付

竹内 悠介 法務省大臣官房司法法制部審査監督課補佐官

<事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 外国弁護士の受入れ、共同事業推進
 - 3 閉会
-

○藤原次長 外国人弁護士の受入促進、共同事業の推進ということで、本日も民間からの提案がございましたが、そちらに対する対応ということで、法務省の御担当の方々においていただいております。

それでは、八田座長、お願いします。

○八田座長 どうもわざわざお越しくださいませ、ありがとうございました。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○村田課長 それでは、私から今回、事前にいただいております提案の内容も踏まえたところで、外国法事務弁護士制度にかかわってこようかと思っておりますので、これの概要、現状等について御説明をさせていただきます。

お手元にポンチ絵で外国法事務弁護士制度の概要ということでお配りしてあるかと思ひ

ます。これを御覧いただきながら聞いていただければと思っております。

まず我が国、日本国内において法律事務の取扱い、法律サービスの提供と言ってもいいかもしれませんが、これを行うことができるのは原則としては我が国、日本法たる弁護士法に基づく弁護士あるいは弁護士法人によるものが原則であるという建前となっております。ここで言う法律事務の中には日本法はもとより、外国法も含めてということになります。したがって、この原則を貫くときには例えば外国で弁護士資格を有する方がその外国の法律について日本国内でそういう法的サービスを提供する場合にも、この原則に触れる。根拠条文は弁護士法72条でございます。

ただ、この原則については例外が設けられておりまして、その例外として定められているのがここがございます外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法、以下、略して外弁法と申させていただきますけれども、そういう法律でございます。この外弁法におきましては法務大臣による承認を受けて、さらに日本弁護士連合会への登録を行った、こういった方については外国法事務弁護士として一定の範囲で、一番典型的な場合にはここにもありますように、基本的には資格をとった国の法律に関する法律事務については、我が国の国内においても、そういう法的サービスを提供することが可能になるという制度でございます。

そこで法務大臣の承認の要件でございますけれども、いくつかの事項が定められております。今回の提案に関連するものとして外弁法10条で規定されているわけでございますが、その中の1つとして外国で資格を取得した後に3年以上の職務経験をしていなければならない。こういう職務経験要件がございます。

こうした職務経験要件を要求している理由でございますけれども、こういった外国で弁護士となる資格、これを有する方に対しまして、改めて我が国として試験あるいは選考を課すことなく、ほかの日本の弁護士と同様の活動を我が国において認めるということでもありますので、その担保といえますか、その能力的な担保として原資格国法、資格をとった国の法律に関する法律事務を行うに足りる十分な能力あるいは資質を有しているか、かつ、知識のみならず実務的、倫理的にも弁護士として欠けるところがなかったかというところを担保したいというところがございます。

したがって、この実務要件というのはあくまでも若干国によって制度が異なっておりますが、我が国で言う弁護士としての立場として、そういう法律に携わったという経験でございます。

ただ、一番多いのは資格をとった国において、そのまま弁護士として活動するというパターンが一番あるかと思っておりますけれども、今日御説明させていただきますとおり、外国のそうした資格に基づいて一定の範囲で弁護士の活動を認めるという制度をとっている国もございますので、そうした国においてそういう外国の弁護士たる資格に基づいて法的活動を提供している場合については、そこについても実務経験として認めましょうというのが外弁法のつくりとなっております。

比較法的に見ますと、そういう外国の資格に基づいて弁護士としての活動を認めるとい
う制度を設けておところは少ないということでございまして、例えばインド、これはあく
まで例示でございますけれども、インドにおきましてはあくまで自国で資格を得た弁護
士以外には、一切の法律事務の取扱いを認めていないということになってございます。

そうは言いながらも、例えばニューヨーク州で資格をとられたニューヨーク州弁護士の
方がインド国内において、そのインドの弁護士の事務所において被雇用者としての立場と
して、その雇用主である弁護士に対してニューヨーク法に対する知識あるいは判例の情報、
こういった言ってみれば下調べ、補助的な業務を行っておるといふ事例はあるようでござ
います。ただ、こうした例についてはあくまでも補助的な業務、弁護士としての活動とは
一線を画すべきものと考えておりますので、こういった場合には外弁法で言う3年の実務
経験としては当てはまらないという解釈をしております。

ただ、この3年間の職務経験要件、基本的にはそういうあくまでも弁護士相当の立場と
しての活動という解釈でございますけれども、1つ例外として設けられているのが、我が
国において我が国の弁護士あるいは外国法事務弁護士に雇用されて、そういった方に対し
て資格を得た国の法律に関する知識に基づいて、そういう判例の収集であるとか条文の収
集といった知識を提供している。こういった場合には先ほどのインドの例と同じように弁
護士としての活動とは異なるわけではありますけれども、こういった場合については3年
の実務経験の中に1年を限度として認めますという制度が設けられております。

この理由でございますけれども、こうした我が国におけます労務提供、これは法で求め
ている実務要件とは若干概念が異なるわけではありますけれども、その内容においては基
本的には法律知識がある程度担保、そういう活動を通して資格を得た国における法律知識
について担保されているであろうということ。それと、我が国におけます弁護士あるいは
外国法事務弁護士といったところ、ひいては日弁連等の間接的にはなりますけれども、こ
うした監督のもとで一定の職務を行っている。それを現実に把握できるということもあり
ますので、職務経験期間のうち2年以上は外国弁護士として法律事務を行った経験を有す
るといことが前提とはなりますけれども、1年を限度としてこれを職務経験期間に算入
しても特段の弊害はないと考えられておることから、こうした例外が設けられているとこ
ろでございます。

以上、雑駁でありますけれども、外国法事務弁護士の概要でございますが、もう一点、
今回の提案と関連しまして最近の外弁法をめぐる動きといたしまして、この先般の通常国
会におきまして、この4月に外弁法が改正されております。その内容といたしましては、
かねて内外から受けておりました要望を踏まえまして、こういう法律サービス事務が複雑、
多様化していること、専門化していること、国際化していること。これに対応してまいり
ますために、日本の弁護士と同様に外国法事務弁護士についても法人組織で活動できる制
度的基盤を整備するということから、外国法事務弁護士が社員となって外国法に関する法
律事務を行うことを、その業務範囲とする法人を設立することを可能にする制度を創設す

るという改正が行われております。これにつきましては4月25日に成立いたしまして、法律は公布の日から2年以内の政令で定める日から施行となっております。現在、法務省におきまして、この施行に向けた所要の準備を行っているというのが現状でございます。

以上が外弁法をめぐる現在の状況でございますけれども、引き続きまして若干、今回の提案に関しまして当方の意見と申しますか、考えを御説明させていただいてよろしいでしょうか。

まず、外国弁護士の受入れという御提案でございます。これにつきましては先ほど少し触れましたが、現行法に規定されております職務経験要件のさらなる緩和と理解いたしました。この点につきましてですけれども、これは先ほども申し述べましたとおり、我が国の外国法事務弁護士制度、これは外国における弁護士資格を有する方を試験あるいは選考を経ることなく、その資格に基づいて承認を与えて国内において弁護士と同様の活動することを認めるという制度でございますので、この点、先ほどと繰り返しになりますが、依頼者保護等の観点もございまして。当該申請者の資質、能力等にある程度の保証が必要であるという考え方のもと、原資格国等において少なくとも3年の弁護士としての実務経験を有し、また、当該国の弁護士会であるとか、あるいは裁判所等の指導監督機関といったところの監督のもとに、弁護士倫理の点でも何ら問題なく過ごしたというようなことの確認を通じて、その資質、能力の点を担保しようというのが趣旨でございます。

こうした趣旨でございますので、我が国の司法制度の中のルールとして見た場合でも、合理性のある必要最小限の要件ではないかと考えております。

繰り返しになりますが、地理的にどこで経験を積んだかということは問わないわけですが、ただ、そういう趣旨でありますから弁護士として、もしくはそれに相当する立場での活動ということが要件になっております。我が国での労務提供については、いたしまして、この法律事務を取り扱った経験とは本来異なるものではありませんけれども、先ほど申し述べましたような理由から、別途2年以上の外国弁護士としての職務経験を経ているということを前提として、1年を限度として認めるということでもありますので、これについてこれ以上の緩和、日本国内における労務提供の3年をもって法律の3年の実務期間を満たしているという解釈をすることは、これはもともと性質の違うものということと考えておりますので、さらなる緩和は困難ではないかと考えております。

○原委員 確認なのですが、実務経験と労務提供との違いをもう一回教えていただけますか。

○村田課長 実務経験というのは、あくまでも弁護士としてのクライアントとのやりとり等も含めて、まさに日本で言う弁護士の立場で、労務提供の場合は直接クライアントとのやりとりというのは禁じられておまして、あくまで雇用主、弁護士等の立場という点では弁護士事務所の中でそういう情報の整理であるとかということでもありますので、それは弁護士の資格としてのものではないという区別を考えております。

○原委員 外国弁護士の話を離れて、日本の大手の法律事務所に入って最初1～2年目の

下っ端の弁護士さんがやる仕事は、どちらになるのでしょうか。

○村田課長 日本の場合はあくまで資格を経ておりますので、弁護士としての支援活動となるかと思います。

○原委員 それはクライアントとはまだ接すると言われていたとしても、弁護士の実務経験になる。

○村田課長 日本の弁護士の場合は実務経験とは違いますけれども、同じようなことがあったとしても、それはここで求めている実務経験とは質の違うことではないかと思います。

○原委員 それでもう一回、その外国弁護士さんが日本の事務所に雇われた場合を考えて、ポイントはクライアントと接するかどうかかなのですか。

○村田課長 基本的にはそこが一番、自己の責任において顧客とのやりとりがあるかどうかということが、そこが全てというわけではありませんが、大きなポイントになるのではないかと考えています。趣旨としては法的サービスを提供する。言ってみれば、依頼者の方からすれば、法的サービスを顧客に提供するという観点からの趣旨でありますので、一番はそこが担保されるかどうかというところがポイントになるのではないかと考えております。

○原委員 資格取得国以外の外国の場合ですと、3年間OKになっていますね。この場合はそういった形でクライアントと接しないような形での業務の仕方だったかどうかとか、そういうことは特段チェックされずに。

○村田課長 そこはなかなか実態まで見ているというのは、特定の国であればある程度調べることが可能でありましょうけれども、法律の建前としては、そういう弁護士制度を持つ国に対して一般的な規定になっておりますので、ある程度弁護士の資格を与えられているかどうかという客観的な基準で判断せざるを得ない。事実上、例えば事務所の方針としてまだ1年目、2年目だからちょっとクライアントと接触するのは制限がかかっている、あくまで部内でのお手伝いだけにして下さいよという制限がかかっていたとしても、それはなかなか実際問題としては把握するのは難しく、実務要件にカウントすることになるのではないかと思います。

○原委員 済みません、途中で遮ってしまいました。

○遠藤部付 今、村田から説明があったとおりでございますが、外国における期間ということですが、外国において日本のような例えば外国弁護士制度というものを持っておる国において、典型的にはその国における外国弁護士として法律事務をその国において提供したという期間であれば、それは3年の職務経験の期間には含まれるということになる。そういう整理でございます。

○原委員 だからその資格を持って活動していたかどうかというところがポイントであって、実際にどういう仕事をやっていたかどうかまではよくわかりませんね。

○遠藤部付 その業務実態自体は、それぞれいろいろなケースがあるのだらうと思います。

○八田座長 要望された方のお話を伺うと、基本的には昔は、制度が始まったときには日

本に外弁の弁護士事務所がそんなにあったわけではないのですが、今は非常に発達して、非常に優秀な方がいっぱいおられる。それから、勤めておられる方も8割ぐらいは外国人の方だというわけです。

そうすると、そういう方たちには大変な需要があるわけで、外国弁護士事務員に関して、それで日本で修業を積むということが本当に一流の企業に対してアドバイスするわけでしょうから、どこにしようと同じような高いレベルの訓練を先輩の弁護士から得ることができる。

そのような状況の下で外国で弁護士資格をとった人を雇って、日本で実務についてもらっているときに、途中でまた外国に行かなければいけないとなると、せっかく日本語を勉強しかけたのが中断する。そして、実質的にお金をかけて外国に行ってやられるのと比べて、日本で得る経験というのは非常に質の高い場合が多い。そういうお話があるわけです。だからある意味で時代が変わったので、もう日本における外弁事務所の能力というのは高いわけだから、3年間全部日本で執務してもいいということにされてはどうなのですか。私はその話を伺って説得性があるように思ったのです。

○遠藤部付 その点につきましては、そういった形で研修等が充実している事務所の中にはあるのかもしれませんが、外国法事務弁護士として法務大臣の承認を求めの方のいわゆる原資格国と申しますが、もともと弁護士としての資格をとった国というのはさまざまございまして、そういったような能力を一律にきちんとはかる。そういう制度設計、そういう観点から申し上げますと、法律のたてつけといたしましては、そういったところも広くカバーできるような形で法律のたてつけをとっておく必要があるのではないかと思います。

○八田座長 それはそうですけれども、国際的なビジネス云々を盛んにしたいという特区において、かなりメリットのほうが大きいように思うし、もし特定の国に関しては心配だというならば、それはもちろんその条件をつけることができるでしょう。国籍別で見たらアメリカが一番多いですね。日本人よりも多いです。だから、そういうことを考えると、総体的に見て日本をそういう弁護士さんたちが活躍する場所として魅力的にするし、日本の企業にとっても外国の企業にとっても、日本で国際的な業務をすることを円滑にするのに役に立つものが多いのではないのでしょうか。

○遠藤部付 アメリカというお話を今、御指摘いただきましたが。

○八田座長 今のは例示です。イギリスの場合には比較的少ないらしいけれども、でも各国ありますね。

○遠藤部付 例えばで申し上げますと、アメリカの中でもさまざまな形がございまして、アメリカは州ごとに弁護士資格ということになっておりますので、またさらに事務所ごとということになっております。プラクティスそのものについてはということになりますので、例えば国籍のような形で整理をするというのものなかなか難しい部分はあるのかなと。これは国家資格として法律サービスを提供することを認めるかどうかということに関する

資格要件となりますので、そうすると法的な安定性をきちんと担保するという観点から、そういった形での絞り込みというのはなかなか難しい部分があるのかなと感じております。

○八田座長 そうしたら全部認めればいいではないですか。だって圧倒的にそういう外国の弁護士事務の需要というのは大きいわけだから、そして日本のそういう弁護士事務所の能力がある程度あるわけだから、それはやはり昔とは違うので、新しい時代に対応する。しかもこれは全国でというのではなくて、特にこういう国際業務を推進したいという特区で認めていただきたいという要望なのです。

○遠藤部付 今の点について、まず1つ先ほども申し上げたところではありますが、やはり出身国いろいろなどころがあるというところは。

○八田座長 犬がしっぽを振るのではなくて、しっぽが犬を振るような議論はよしたほうがいいと思います。どこか特定の問題がちょっとあるから全部だめですよというよりは、基本こういうものを推進していこうよという見方がまず必要なのではないですか。それで具体的にここのところに問題があると言ったら、それにどうやって対処できるのか。本当にその必要性があるのかということを検討するという事ではないでしょうか。

○遠藤部付 その点につきまして法務省といたしましては、まずは法律サービスというのは1つ間違えれば非常に大きなロスを経済者、国民に対して与えることにもなりかねないような性質のタイプのサービスであろうと思っております。そういうものにつきましてはきちんとした法的安定性、良質なサービスを安定的に供給するということを制度的にきちんと担保する必要があると考えているところでございまして、そういう観点から申し上げますと、そういう制度的な担保ということ言えば、現行の職務経験要件という形で弁護士としての実務経験をきちんと積んだということをして1つの基礎として、安定した法律サービスを提供できるものということと判断し、日本での外国法に関する事務の提供を認めるという現状のたてつけ自体は、合理性があるものと考えているところでございます。

○八田座長 それは日本の外弁の質がかなり上がっているわけだから、3年間で認めたらどうでしょうか。しかも、そういういろいろな人工的な障害を取り除いて、最も優れた人が日本に来るように、そういうインセンティブを与えるようにしたほうが質を維持するには役立つのではないですか。

○遠藤部付 今、座長が御指摘になったところ、私がもし誤解していないということであれば、いわゆる3年の労務提供期間のうちの日本における労務をその3年に組み込んだらいかがかという御趣旨の問い合わせでしょうか。

○八田座長 そのとおりです。それだけです。3年間はどっちみちどこかでやらなければいけない。そういうことです。

○遠藤部付 その点につきましてですが、日本において外国の弁護士、いわゆる法律上、法務大臣の承認を受け、日弁連の登録を経た外国法事務弁護士でなく、いわゆる外国の資格を持っている弁護士が日本の事務所に雇用されて提供するものというのは、基本的には法律事務ではございません。基本的に前提となる判例や法情報の調査でありまして、自己

の名前でクライアントに対して法律事務を提供するという性質のものではございません。

そういう観点から申し上げますと、いわゆる法律のプロフェッションとしての法律家に求められる職務経験の期間というものは、性質を異にしているということが基本的な出発点でありまして、そういった性質の違いに着目した形で現在、1年ということの上限を設けているところです。

○八田座長 実際の弁護士さんのお話を聞いていると、そういうふうには位置づけていなくて、非常に優れた弁護士のもとで貴重な経験を積んでいる。外国でやることとこちらで一流企業を相手にやることと何が差があるのか。むしろこちらのほうが重要ではないかというふうに言っていらっしゃるのです。

○遠藤部付 その点について、法務省で個々の実態について承知しているところではないのですが、制度的な観点から申し上げるとするならば、やはりそういうところの法律事務、つまり自己の責任において、クライアントに対して法律事務を提供するか、それともあくまでアシスタントと申しますか、日本で言えばパラリーガルみたいな立場あるいはトレーニーと言われるような立場なのだと思います。

○八田座長 そうすると、1年認めているのは矛盾していますね。

○遠藤部付 そのような1年の期間については、これまで基本的には職務経験の期間ではないのだけれどもという前提のもとに、その行っている内容自体が1つの法律に関連する事務であるということと、あとはさらに日本の弁護士や日本の弁護士会によってきちんと監督を受けている外国法事務弁護士の方の監督のもとで、そういった労務を提供している。

○八田座長 全くそうでなければいけないと思います。3年間で。

○遠藤部付 そういうことであります。そういったところがあるので、職務経験をきちんと、いわゆる弁護士としての職務経験を積んでいただくことを基本的な大前提としつつ、なので過半数の期間、少なくとも2年間はいわゆる弁護士としてきちんと職務に従事していただくことを前提として、例外として1年間を算入することができるというふうに考えているところがございます。

○八田座長 時間がなくなってきたので2つ目の弁護士事務所の話はどうでしょうか。

では原さん、今のことも含めて何かありますか。

○原委員 今の点は先ほど申し上げたとおり、これは皆さんのほうがよく御存じの上でおっしゃっていると思いますけれども、補助的な業務をやるかどうかということと、資格があるかどうかというのは本来、全く別の問題で、グローバルに展開されているような弁護士事務所、法律事務所で、それは入って何年目かは比較的補助的なことしかしないというのは、別にどこで仕事をされていても同じことだと思いますので、そこで何か差を設ける合理性というのはどこまであるのかなということではないかと思います。

2つ目は今までお話されていない。

○八田座長 全くしていません。それで2つ事務所を持てるかどうか。外弁事務所は持てることになったのですが、実際問題としては日本の弁護士と共同事業をやるのが非常

に多い。共同事業をやっている主体が法人化できるようにしていただきたいという要望で、そうなるのではないかと期待していたら、実際には今度ならなかった。外弁だけは法人化できるけれども。共同事業が法人化できるようになれば、そこで支店が持てるようになる。それで実際の実務としては、日本の弁護士さんと一緒にやるのが非常に多いと言うのです。だから、その要望が2番目です。

○村田課長 先ほど申しましたように、外弁法につきましてはこの春に改正が行われて、その中で今、座長がおっしゃったようにまずは一步、外国法事務弁護士のみによる法人が設立可能になっております。その審議といいますか、検討の段階において、もう一つの日本の弁護士と外国法事務弁護士の共同出資、お互い社員となるような形態の法人の設立、組合というのは既に今、外国法共同事業という形で可能なのですけれども、法人格として認めるかどうかという観点につきましては、法人というのは組合より一層強固なといいますか、一体感のある団体であり、その一体化の中において、法人制度の中であっても外国法事務弁護士についてはあくまで取り扱えるのは外国法事務のみである、日本法は取り扱えないという前提がありますので、そういう法人形態を認めた場合に、その法人の中で外国法事務弁護士が日本の法律事務を扱うことを助長することになるのではないかという懸念が払拭されなかったということです。

○八田座長 そんなことしたら違法でしょう。

○村田課長 それについて、ではそういう弊害を防ぐような規定を設けた上で、共同の形態での法人設立ができないのかということが検討されたわけですが、今の段階ではその懸念を払拭するところまでには至らず、まず外国法事務弁護士のみによる法人設立を認めて、ここで問題となっているような日本の弁護士と外国法事務弁護士の共同出資による法人の設立、そういう制度の検討については、今般の外国法事務弁護士のみによる法人の今後の活動状況も踏まえて検討していくということだと思います。

○八田座長 御要望としては、そのことは一般論としては認めた上で特区ではということなのです。特区で特にこういうことの国際化を推進したいということです。そういうことで時間も押しましたが、ぜひ御検討を続けていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。